

阿賀野市告示第50号

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱（令和3年阿賀野市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「母子健康手帳の写し」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 母子健康手帳の写し
- (2) 申請者名義の預金口座の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第1号様式中「※申請者と産婦（母）が同一の場合は住所の記入は不要です」を削り、「母子健康手帳の写し」を「母子健康手帳の写し・申請者名義の預金口座の写し」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。